

第40回・第3期第21回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	令和元年7月29日（月）18：30～21：00
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第39回・第3期第20回）議事録 3 議 事 (1)新たに制定する条例の内容等について ア 作業班からの報告 イ まちづくり協議会代表者交流会での意見に対する考え方・今後の対応について ウ 宝塚市自治会ネットワーク会議からの意見に対する考え方・今後の対応について エ 宝塚市自治会連合会からの意見に対する考え方・今後の対応について (2)令和元年度 協働の指針市民説明会について 4 その他 (1)第3期まとめについて 5 閉 会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、成瀬委員、加藤委員、平石委員、石谷委員、古村委員、田中委員、中山委員、野田委員、檜垣委員、喜多委員、光村委員、藤本委員、立花委員、福永委員
開催形態	公開（傍聴人1名）

1 開会

事務局から、本日の出席者は17名、欠席者は2名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は1名であることを報告した。

2 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第39回・第3期第20回）議事録」の内容が確認され、議事録とすることが承認された。

3 議事

(1) 新たに制定する条例の内容等について

【作業班からの報告】

事務局より、7/11（木）に行われた作業班にて、（仮称）宝塚市協働のまちづくり推

進条例素案を各組織・団体に対し説明した際に出た意見に対する考え方・今後の対応について意見交換を行った旨及び協働の指針市民説明会について意見交換を行った旨を報告した。

【まちづくり協議会代表者交流会での意見に対する考え方・今後の対応について】

配布資料を基に議論を行った。議論の内容については以下のとおり。

- ア 総合計画ではまちづくり協議会のすべてが議決機関の設置を目指となっている。意見に対する考え方・今後の対応の記載ではこの点について曖昧な表現となっている。記載するまではいかなくとも、最終的には議決機関を設置するという気持ちを持っていないといけない。
- イ (会長) 以前の議論の中で、議決機関で議決しているが、その議決が民主的な方法で行われていないという話もあった。実際に活動している執行機関の意見が通らないというようなことも起こっているため、議決機関と執行機関を分けたとしても必ずしも民主的になるとは限らない。
- ウ まちづくり協議会の代表者が「まちづくり協議会は何をするのか」、「各地域の課題については、自治会が対応しているし、自治会でないとできないと思う」などと発言しているのはどうかと思う。まちづくり協議会の代表者はその運営をしていく際に自治会の人にしっかりと思いを説明しなければならない。
- エ (会長) まちづくり協議会と自治会の関係性が問われているのは、こういう思いの方がまだおられるということだと思う。その方々にどのようにすればちゃんと理解してもらえるかがこれからの勝負であると思う。また、こういった状況を地域の方がどのように思われるか。地域にも問われている話である。
- オ ただ、こういった発言をされた代表者も、理解はされているけどあえて発言しているようにも感じた。
- カ (会長) 立場が言わせる意見もある。
- キ (会長) 先ほどのまちづくり協議会の議決機関の記載については、「議決機関はあったほうがいい」というニュアンスを強めていただく形で修正をお願いします。

【宝塚市自治会ネットワーク会議からの意見に対する考え方・今後の対応について】

配布資料を基に議論を行った。議論の内容については以下のとおり。

- ア 事業者を会則の中に入れていないまちづくり協議会もあれば入れてないまちづくり協議会もある。事業者が含まれますと言い切ってしまうと、会則に記載していないまちづくり協議会はどうすればいいのかとなってしまう。考え方・今後の対応の記載については、地域の状況に応じて事業者を含めるか含めないかを選べるような表現の工夫が必要ではないか。
- イ (会長) 「地域によっては既に事業者が構成員となっている場合があり、今後は事業者の方々も一緒に活動していくような方向で検討を進めてまいりました」というようなニュアンスで記載してはどうか。また、「事業者の方々が持っている専門知識や技術をまちづくりの活動に反映させていただくことで、より活動が活性化することもありますよ」というニュアンスも付け加えてもよいと思う。

- ウ 資料にある意見で、まず市が何か示す必要がある旨言われたように私は受け取った。企画など初めの段階から協働で進んでいくというのを理解されていないため、その旨を記載してほしい。また、自治会長が交代したらまちづくり協議会から説明をする必要がある。そうしないと自治会長がまちづくり協議会で何を発言すればよいのかも分からない。まちづくり協議会から自治会長に対して説明を行うというルール付けをまちづくり協議会代表者交流会でしたらどうか。
- エ (会長) まちづくり協議会ガイドラインを用意している。それをはじめに読んでもらうような習慣づけをするだけでも違ってくるのではないかと。また、今回の条例の逐条解説でも「中核とはどういうことか」などということにも触れることができると思う。
- オ 促進委員会に出ているので、今回の条例素案についてある程度は内容を理解しているつもりである。一方で、素案の説明を初めて聞いた方と比べた場合、理解度の差がすごく激しいと思う。まったく分からない人との温度差をどのように埋めていけばよいのかということが今後の課題の一つであると感じた。自治会長になった際に「コミュニティはこういうものです」という説明は何も聞いていない。コミュニティの会議に出た際も「こういうのをやります」と既に決定されたものが出てきて、そのお手伝いをお願いされたりする。
- カ もう少しオリエンテーション的に説明した方が分かりやすい。まちづくり協議会の会長がガイドラインを配布するなどして説明をしたらどうかと感じている。
- キ (会長) NPOでも組織としての体をなしていないものが案外多い。どんな組織であったとしても、誰が運営してもできるような引継であったり、物事がどこで決まっているかなどの透明性が担保できていないといけない。組織としての最低限のルールはきちっと持つておくべき。それができていないこと自体をかなり問題視しておかないといけない。
- ク 現在説明に使用しているパワーポイント説明資料は、まったく何も知らない人向けではないか。現場で動いている人、背景を考えずに活動している人にとっては分かりにくいかもしれない。
- ケ 地域課題の解決にあたり事業者は必ず絡んでくると思う。例えば、開発事業者は一定期間ではあるが地域の人との話し合いをすることもある。また、商店等もまちづくりの一端を担っている。事業者はまちづくり協議会の構成メンバーに含んで当たり前ではないか。まちづくり協議会の会則に記載していないにもかかわらず、事業者が構成メンバーでなければまちづくりはできない。
- コ 「自治会」、「まちづくり協議会」、「市民活動団体」ですべての団体をカバーできないのか。
- サ (会長) 定義することと位置付けることは違う。このことについて誤解されているかもしれない。定義することは、条文で規定するにあたってその文言が何を意味しているのかを記載することであり、定義に記載があっても他の条文に記

載がないということになればそれはおかしい。「ご意見を受けて、改めて促進委員会で議論します。」という記載はいらぬ。

シ この条例は今やっていることを変えるものではないので、今後どうしていくかなどの記載は条例の話とは別話であり、記載しない方がよいのではないかと。

ス (会長) 資料の該当箇所欄に「全体・その他」とあるが、「全体」と「その他」に分けたらどうか。「その他」は条例とは違う意見、全体を通して議論が必要なものを「全体」として記載すれば整理が付きやすいのではないかと。

セ 意見に対する回答の方法については、すべての意見に返事を書くのかなど、どのような形で返すのか議論しておく必要がある。

ソ (会長) 意見交換会の意味を我々も共有しておかないといけない。最終的にはパブリック・コメントで市民の意見を聴くことになるが、なぜ、各組織・団体との意見交換会を実施したかという、パブリック・コメント前に関係者や当事者の意見をしっかりと踏まえ、修正すべき点は修正し、パブリック・コメント案として用意をしたいということだと思ふ。その点を我々も認識しておく必要がある。意見交換会での意見が反映されていないということであれば、パブリック・コメントとしてもう一度意見をいただいてお返しをするという手続きになると思ふ。意見交換会の意見を我々がどう取り扱うか議論しておく必要がある。

タ パブリック・コメントは個人や関連団体に意見を出してもらふ。意見の数が多いから取り入れるわけではなく、内容で判断される。パブリック・コメントの答えの返し方としては、市が公表を行うのであり、各団体や個人に返すということは手続きとしてはない。

チ (会長) 1000同じ意見が出てきてもそれは1の意見として受け取ることになる。

ツ 「検討してまいります。」という言葉について、本当に検討して返すのか。そのあたりの区別はついているか。本当に検討するものだけそのように記載してほしい。

テ (事務局) 本当に検討していくべきものについて「検討します」と記載している。また、条例以外の意見や質問であっても、意見交換当日には回答している部分もある。そのことも踏まえ、各組織・団体に返す回答には条例以外の意見や質問に対することでも記載させていただきたいと考えている。

ト もし自治会ネットワーク会議から促進委員会の委員の方たちとの意見交換の場を求められた場合、どうすべきか。

ナ 議論しながら理解が深まるならば、委員の立場として話し合ってもよいと思ふ。ただし、いろいろと話し合うことで対立的な形になることは好ましくない。その点は自治会ネットワーク会議の方も踏まえた上で意見交換をしていただきたい。初めから受け入れられないという姿勢で意見を言われると難しい。対立的にならない状況をお互いに作れるのであれば意見交換会を実施してもよいと思ふ。

- ニ 自治会連合会は7/18の理事会で説明があった。本日の配布資料に記載されている意見や質問はすべて各理事の個人的な意見である。自治会連合会としては、単位自治会への説明として地区ごとに説明が行われる予定であるが、そこでの意見や質問を集約して市に持っていくとなると時間的に間に合わないという結論になった。理事会で出た意見や質問については集約しているところである。集約した結果をどうするかについては今後考えていくことになる。今は、理事会の中での意見や質問だけで進めていくと考えている。
- ヌ (会長) 自治会ネットワーク会議や自治会連合会が会としての意見を出そうと思えば、会として民主的に1つの意見として持ってくるのは大変だと思う。だとすれば、それぞれの自治会長に説明を依頼するほうが、それぞれの連合体としても楽だと思う。その際の意見は、あくまでも一自治会長としての意見としていただくということにならざるを得ない。それぞれの連合体と自治会の関係、また、それぞれの連合体と自治会と促進委員会の関係を整理しておかないと、意見交換会を実施したとしてもそこで出てきた意見がどういう立場の意見か分からず混乱してしまう危険性がある。
- ネ まちづくり協議会や自治会の代表者には、地域で自分が説明するという意識してほしい。
- ノ それぞれの自治会の連合体は無所属の自治会について考えているのか。自治会の意見というところで無所属を無視してはいけない。
- ハ 無所属の自治会については、11月に行われる市民説明会に出ていただくということかと考えていた。
- ヒ (会長) 自治会連合会や自治会ネットワーク会議に参加している自治会に説明をするんだったら、そういう枠を取っ払って各自治会長に対する説明を実施してしまうのがすっきりするのではないかというご提案だと思う。
- フ 分けてやると対立する関係が見えてしまう。
- ヘ (会長) 個人意見をさも組織の意見としてすり替えられる危険性も出てくる。そこは組織としての意見にするための手続きを取って持ってきていただく必要があるため、それは組織側がしんどくなると思う。
- ホ (会長) 他市では、密集市街地の整備をするための計画案の賛否が各自治会で別れていたの、改めて自治会で相談してきてとお願いした際、本当に民主的に議論をしてきた自治会は、「賛成も反対も言えない」と言っていた。組織としての意見を求めた際にきちんと民主的に諮ればこうなるのだと思う。
- マ 時間的余裕はあるのか。
- ミ (事務局) 11月上旬に市民説明会を予定しており、そこまでは素案で説明をさせていただく。素案に対する意見については、11月上旬の市民説明会まで受け付け、集約をする。その後、3月までに案を固め、4月以降にパブリック・コメントを実施予定。
- ム 予定に合わない進め方は反対。最後はパブリック・コメントで意見を聴いたら

いいのではないかと思う。

- メ (会長) 条例化するまでにどういう場面で何回意見を言えるのかをフローチャートで示すことが必要。回数等について納得いただくためにも示す必要があり、我々も議論をしておく必要がある。
- モ 個人的な意見だと日頃思っていることまで意見として出てくるため、各組織の中で意見をまとめてもらった方がよかったのではないかという気がする。
- ヤ 素案の段階で広く意見を集めるというのはあまり例がない。素案の段階で意見を集める意味は、より良い案にするために事前に意見を聴こうということ。出た意見に答えることに力を入れるのではなく、出た意見を良い方向でまとめることに力を入れる必要がある。参考意見として意見を求めるのであり、説得するための説明会ではない。意見を取り入れるかどうかは促進委員会と市で話をしますということと、それぞれのご意見はパブリック・コメントでしっかりと意見を言うていただければ改めて検討しますと返事をすればよいのではないか。すべての意見に答える必要があるのか。すべて要望があったところに個別に説明に行くのか。ほどほどにしておいた方がよいと思う。
- ユ 団体としての体のないNPO法人、例えば代表者のためのNPO法人があると常々思っているが、もしかしたら自治会もそうなっているのかと思う。意見自体が自治会長の意見であり、自治会組織としての意見でないということが根本的に変わらない限りまちづくり協議会も変わらないと思う。今回の条例は市主導ではなく、促進委員会で作っていくということになっているため、意見の聞き方についても新しいルールを作っていくということもよいのではないかと思う。
- ヨ (会長) 最終的に案に対して意見をもらうのはパブリック・コメントであり、すべての人に平等な機会であるから、自治会長であっても自治会長でない市民であっても自分の思いが反映されていないのであればどんどん意見を出してもらえたらと思う。出た意見について、我々は促進委員会で整理をして反映するかしないかを検討させてもらえたらと思う。条例なので、最終決定は議会である。議会は我々が選挙で選んだ代表であるため、そこでちゃんと議論をしてほしいということだと思う。自分の意見が通るか通らないかは促進委員会よりも議員の方に対してお願いしてもらい、市民の代表として議会の場で議員の方から言うていただき、議会で最終的な判断をしてもらうというのが間接民主主義の本来の手続きだと思う。
- ラ 条例を議会に持っていくために今回の条例で行っているプロセスは、他の条例を決める際よりも劣っているのか。
- リ (事務局) 条例の内容にもよるが、今回の条例については丁寧に説明したいと思っている。素案説明の期間も長く取っており、説明の機会も多く設けたい。また、説明会の趣旨については、説明会の初めの挨拶で「よりよくするために意見をうかがう」ということも説明している。
- ル 予定している他の説明会は現時点で何があるか。

- レ (事務局) 市民活動団体対象のものがある。また、説明の要望があったまちづくり協議会に個別説明をする予定。その他、要望があれば連合体に未加入の自治会等にも説明を行っていききたい。
- ロ 個別説明に行きすぎず、すべてパブリック・コメントにまとめてしまってもよいのではないか。
- ワ (事務局) パブリック・コメントまでもにも説明の要望があるところにはこたえていききたい。また、自治会の連合体への説明会で出た意見については、市としてはこういう考えがある旨返したいと考えている。
- ヲ 市の広報誌に、これからの動きのスケジュールを出すのはどうか。市民、各組織や団体の方がスケジュールを見ていつ意見を言えるのか、質問できるのかというのをはっきりすると思う。
- ン (事務局) 11月の協働の指針市民説明会については広報誌に掲載する予定である。
- ア (会長) 考え方・今後の対応の記載で、「まちづくり協議会が条例に位置付けられるに伴い、自治会についてももう少しつっこんだ形、つまり、より多くの方に自治会員になってもらうような形にならないか」という意見に対して)「改めて促進委員会で議論します」とあるが、その意味としては「自治会の会員の加入促進について促進委員会で議論します」という意味でよいか。
- イ (事務局) 質問者の趣旨としては、より多くの方に自治会員になってもらえるように自治会についてより進んだ内容を条例の中に記載できないかということであり、その趣旨に対する回答を記載した上、改めて促進委員会で議論する旨も必要かと考え、記載している。
- ウ (会長) 私の質問の趣旨としては、既に促進委員会で議論をしているのであれば、「促進委員会で議論します」という記載はいらぬのではないかとということ。
- エ (会長) そういう意味では、他の部分の記載において「代表者交流会につきましても、まちづくり協議会の皆さまのご意見も聞きながら促進委員会で議論します」とあるが、まちづくり協議会代表者交流会が条例に関して何かやらなければならない仕事はないため、条例の中に記載をする必要はなく、また、まちづくり協議会代表者交流会を今後どうするかという話については別途の話であるので、ここに「代表者交流会につきましても、まちづくり協議会の皆さまのご意見も聞きながら促進委員会で議論します」と記載する必要はないと考える。
- オ 質問に対する回答を明確にするために、まちづくり協議会代表者交流会はいわゆる意見交換の場なので、条例に位置付ける必要はないと記載してはどうか。
- カ (会長) より明確化されるということで、分かりやすくはなる。
- キ (会長) 『自治会を中核として』とあるが、誰が判断するのか。」という質問に対しては、「地域の皆さんが判断する」旨を記載してはどうか。その状況を判断して「中核」と表現させてもらったと記載した方がより明確な回答となる。
- ク まちづくり協議会の運営が中核といているというような印象的な言い方にし

てはどうか。

- ケ (会長) 大阪市では、地域活動協議会に法人格を取ることをお願いしている。法人格を取ることによって社会的な位置付けが明確になる。市役所のパートナーとして動く場合に、任意団体とはパートナーシップを結びにくい。将来的には宝塚市においても法人格を取ってほしい。契約等を結ぶ際に代表者印を使っているような状況が組織として本当にいいのかということ。社会的組織として法人格を有するという意味は、ある意味で前向きなことをお願いしているのではないかと感じる。趣味のサークルと同じでよいのか。この点については今後のまちづくり協議会の運営の仕方を考えるときは重要な問題なので、これからは議論していきたいと思う。
- コ 「自治会が中核」というのは、「コミュニティの創造と発展」の中で中核の意味を説明している。10何年前からこういった説明をしてきているという背景も伝える必要がある。
- サ まちづくり協議会と自治会のどちらが中心かという意見が出ており、正しい理解が浸透していないと感じる。正しい理解が浸透してほしいように思う。

【宝塚市自治会連合会からの意見に対する考え方・今後の対応について】

配布資料を基に議論を行った。議論の内容については以下のとおり。

- ア 「将来、地域がまちづくり協議会に一本化されるといったことはありません」と言い切るとよいのか。そもそも一本化とはどういうことかも分からないため、言い切る表現を使わない方がよいのではないかと感じる。また、別の回答で「罰則はありませんが、」と記載があるが、「罰則はありません。」と切り切る表現でよいと思う。
- イ まちづくり協議会を条例で規定するとどうなるかを説明する回答の中に、「協働をすることによって地域が活性化する」旨を加えた方がよいのではないかと感じる。
- ウ (会長) まちづくり協議会が組織として一本化されるのではなく、まちづくり協議会は様々な団体の活動を尊重しながら連携していくという役割を担っていくという話をすれば、それぞれの団体が残ること、各団体の自主独立性も担保されること、まちづくり協議会は各団体と連携していくことがより明確になる。
- エ 「なぜ、まち協と自治会が一緒になって取り組まないといけないのか」と言っている人もいます」という意見に対する回答で「条例策定を進める中で、そういった思いにも応えてまいりたいと考えています」と記載しているが、どういう意味か。
- オ (事務局) 意見交換会の中では、「素案説明をしていく中で、自治会とまちづくり協議会の連携の必要性についても説明していきたい」旨を答えた。
- カ 「条例策定を進める中で」と記載があると、条例を変更するんだなと思ってしまう。
- キ (会長) 事務局の説明を簡潔に記載いただけた方が分かる。
- ク (会長) 質問の中に「まちづくり協議会にも自治会にも入っていない人で活動している人」という記載があるが、これはどういう人を指しているのか。
- ケ (事務局) 質問者の趣旨としては、まちづくり協議会で連携して活動しているの

ではなく、あくまでも個人で活動している人もいるという趣旨だと思う。

- コ (会長) だとすると、そういう方々も個人の資格でかかわれるのがまちづくり協議会であることをもう少し説明できないか。個人で活動されている方もまちづくり協議会の中で連携して活動していただきたい旨をもう少し記載いただくと分かりやすくなるのではないか。
- サ まちづくり協議会に入っていない人はいないというところをもっと強調してはどうか。
- シ (会長) もう少しポジティブに言えば、個人で活動している方がまちづくり協議会とは別で活動しているのはもったいないということ。まちづくり協議会の中で連携して活動した方が地域はよくなっていくという返し方にしてはどうか。
- ス まちづくり協議会や自治会がその枠の外で活動している個人や団体を受け入れる視点がないのではないかという意見が総合計画のワークショップでも出ている。
- セ 「まちづくり協議会から脱会したい」というようなことを言う人もいる。そういう人にどう説明しても受け取ってもらえない。
- ソ (事務局) きつい表現は避け、もう少し分かりやすい表現にしたいと思う。
- タ 回答で「まちづくり協議会についてより周知していきたい」という記載があるが、ここに、市民にも協力いただく旨のニュアンスを追加する必要がある。
- チ 自治会とまちづくり協議会があれば、活動も多様になるし、様々な活躍の場所や居場所が増える。
- ツ 議員の方の中には、まちづくり協議会について理解していない人もいるのではないか。議題になる前に基礎的な説明をしておく必要があるのではないか。
- テ (事務局) 新規に議員になられた方に対しては、市の取り組みの基本的なことは説明しているので、一定の理解はいただいていると思う。また、議員から質問があればその都度説明をしている。

(2) 令和元年度 協働の指針市民説明会について

事務局より、市民説明会の概要案について配布資料に基づき説明を行った後、意見交換を行った。

意見交換の概要は以下のとおり。

- ア 会場についてもっと大きなところはないか。
- イ (事務局) 会場については一度検討する。
- ウ 集客については皆で工夫する必要がある。集客するのも促進委員会の委員の役割である。
- エ (会長) 総合計画の策定に係る市民のメンバーは、様々な年代、立場の方がおり、かなりバランスがよいので、その方々を通じて集めていただくのも一つの手である。内容についてはもう少し作業班で検討をお願いする。

4 その他

(1) 第3期まとめについて

事務局より、まとめ案について事務局にて作成し、次回の促進委員会にて確認をお願いする旨周知した。

(2) 委員より、小林の盆踊り大会の開催について案内及び市民アンケート調査報告書についての紹介があった。

5 閉会

以上